

## NEC 共創コミュニティ for Partner 規約

日本電気株式会社(以下「当社」という。)は、以下の通り「NEC 共創コミュニティ for Partner」(以下「本プログラム」という。)に関する規約(以下「本規約」という。)を定め、本規約に基づき本プログラムの参加資格を保有する法人(以下「パートナー」という。)へ本プログラムを提供するものとします。

### 第1条(目的)

1. 本プログラムは、パートナーに対し、別紙1記載の当社の製品やサービス(以下「対象製品」という。)に関する技術情報や共同マーケティング等のサポート(以下「本サポート」)を提供し、パートナー各社が持つ様々な製品やサービスと組み合わせることで、双方の製品やサービスの提供範囲の拡大に寄与することを目的とします。
2. 本規約は、対象製品に関する本サポートおよびそれに付随する条件について定めることを目的とします。

### 第2条(参加条件)

1. 本プログラムにおける参加条件は、パートナーが次の各号を全て満たすこととします。
  - (1) 第3条第1項に定める当社所定の登録申請書の提出し、当社が参加承認をすること
  - (2) 対象製品について当社との連絡の任にあたる担当窓口の設置すること
  - (3) 対象製品毎に定める別紙1記載の付帯条件のうち、本サポートの提供を希望する対象製品の付帯条件を満たすこと
2. 当社は、1ヶ月前の事前の通知を行うことによって、前項に定めるパートナーの参加条件を変更することができるものとします。この場合、当社は、かかる通知に記載する変更適用日までに変更後のパートナー参加条件を満たさなかったパートナーの本プログラムへの参加資格を取り消すことができるものとします。

### 第3条(本プログラムへの加入)

1. 対象製品の販売を取り扱う法人は、本プログラムへの参加を希望する場合、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により参加申請を行うことができます。なお、かかる参加申請が当社に行われた場合、当該参加申請を行った法人(以下、「申請者」という)により本規約が同意されたものとみなします。
2. 当社は、申請者が次のいずれかに該当すると判断した場合、前項の申込を承諾しない場合があります。
  - (1) 参加申請の内容に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがある場合
  - (2) 当社の競合企業であると当社が判断した場合

- (3) 当社が別途定める要件を満たしていないと判明した場合
  - (4) その他当社がパートナーとすることを不適当と判断する場合
3. 当社は、第1項の参加申請が行われた場合、当該参加申請を審査のうえ、その結果を申請者に通知します。当社が当該参加申請を承諾する旨の通知を申請者に行った場合、当社が当該通知を行った日をもって、申請者はパートナーとして取り扱われるものとします。パートナーは当社に提示したパートナーの登録情報に変更が生じた場合には、速やかに当該変更の内容を当社所定の書式により通知するものとします。
  4. パートナーは、本プログラムへの参加や登録の継続が、当社や当社が紹介する第三者との間での製品やサービスの販売、業務の受託等の対価を得られる取引の発生などの利益の獲得を確約するものでは無いことを予め承諾するものとします。

#### 第4条(支援の範囲)

1. 当社は、本プログラムの目的に照らして合理的と判断する限度において、次の各号に定める本サポートを行うものとします。なお、その詳細については、別途当社がパートナーに提示する書面において定める通りとします。
  - (1) 対象製品に関する技術情報および新製品に関する情報の提供および通知
  - (2) 対象製品に関する営業的および技術的な教育およびトレーニングの機会の提供
  - (3) 対象製品に関する共同拡販施策への参画の機会の提供
  - (4) 対象製品に関するパートナー向けの問合せ窓口の設置
  - (5) 前各号の他、本プログラムの目的に照らし、当社が適切と判断する施策の実施
2. 当社は、一部本サポートの提供にあたり、本規約に重ねて適用する条件を定めることができるものとし、パートナーは、当該本サポートの提供にあたり、かかる条件を満たさない場合、本サポートの提供を受けられない場合があることを予め承諾するものとします。
3. 本サポートは、パートナーにおいて一定の目的を達成することを保証するものではなく、当社は、その内容および結果に関し、何らの責任を負わないものとします。
4. 本サポートの範囲外のサービスの提供をパートナーが希望する場合、当社または当社が指定もしくは推薦する者との間で別途協議のうえ、当該サービスに関するサービス契約を締結するものとします。

#### 第5条(パートナーの責務)

パートナーは、プログラム参加期間中、次の各号の取組みの実施に努めるものとします。

- (1) 当社が行う対象製品に関する各種キャンペーンへの参加
- (2) 当社が行う対象製品に関する各種アンケート調査への協力
- (3) 対象製品の自己の顧客への推奨
- (4) 前各号の他、本プログラムの目的に照らして、当社がパートナーに要請する活動

## 第6条(禁止事項)

パートナーは、本プログラムの参加に際し次の各号の行為を行ってはならないものとします。パートナーが各号の行為を行っていたことが判明した場合、当社は直ちにパートナーの本プログラムへの参加資格取り消しを行うことができるものとし、かつ、これによる損害の賠償をパートナーに請求することができるものとします。

- (1) 本プログラムで提供されるデータ等を、当社の事前の書面の承諾を得ることなく、第三者に閲覧・利用させる行為
- (2) 本プログラムで提供されるデータ等のうち、当社または他のパートナーから取得した秘密情報を第三者に開示し、漏洩する行為
- (3) 公序良俗に反する行為、または公序良俗に反する情報を他のパートナーに提供する行為
- (4) 他のパートナーまたは第三者を誹謗中傷する行為
- (5) 他のパートナーまたは第三者の著作権その他の知的財産権及び保護されるべき法的権利を侵害する行為
- (6) 他のパートナーまたは第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
- (7) 法令に違反しもしくは違反のおそれのある行為、または法令に違反しもしくは違反のおそれのある情報を他のパートナーに提供する行為
- (8) 本プログラムで入手した情報の改変、翻案、編纂、修正、データベース化等を行う行為
- (9) 本プログラムの運営を妨げるような行為
- (10) 当社および本プログラムの信用を毀損するような行為
- (11) その他、当社が不適切と判断する行為

## 第7条(知的財産)

1. 本規約に明示的に定める場合および当社が別途許諾した場合を除き、本プログラムは、当社の商標権、特許権、著作権、ノウハウその他の知的財産権(以下「知的財産権等」という。)に関する何らの権利もパートナーに与えるものではありません。
2. パートナーは、当社の知的財産権等を、自らまたは第三者をして不正に使用させないものとし、第三者がそれらを不正に使用していることを知った場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 本プログラムに関連して生じた知的財産権等の帰属については、次の各号に定めるとおりとします。
  - (1) パートナーまたは当社が単独で行なった発明、考案等(以下「発明等」といいます。)から生じた知的財産権等については、当該発明等を行なった当事者に単独で帰属するものとします。
  - (2) パートナーおよび当社が共同で行なった発明等から生じた知的財産権等については、パートナーおよび当社の共有とします。この場合、パートナー様および当社は、当該特許

権等の全部につき、それぞれ相手方の承諾および追加の支払いを要することなく自ら実施し、または第三者に対し通常実施権を許諾することができるものとします。

4. パートナーは、販促活動において、対象製品に係る商標の使用を希望する場合、事前に当社の別途定める支援窓口を通じて当社の合意を得たうえで使用するものとします。

#### 第8条(責任の制限)

1. 当社は、本プログラムおよびこれに基づき提供する情報および物品等(対象製品を含む。)について、何らの保証責任および瑕疵担保責任を負うものではなく、パートナーによる本プログラムへの参加およびその結果に関して、いかなる責任も負わないものとします。
2. 当社は、いかなる場合においても本プログラムに起因または関連してパートナーに生じた特別損害、間接損害および逸失利益について、その予見可能性の有無を問わず、損害賠償責任を負わないものとします。

#### 第9条(秘密保持)

1. パートナーおよび当社は本プログラムに関連して相手方から開示を受けた情報のうち、次の各号に該当するものを秘密情報として取り扱うものとし、本プログラムの目的以外での利用および第三者への開示を行わないものとします。なお、本項の規定は、パートナーの本プログラムへの参加資格失効後も存続するものとします。
  - (1) 秘密表示を付した書面により開示された情報
  - (2) 秘密である旨を明示のうえ口頭で開示された情報であって、当該開示後10日以内に秘密表示を付した書面により提供されたもの
  - (3) 参加パートナー様および当社が独自に開発した情報
2. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報として取り扱わないものとします。
  - (1) 開示の時点で被開示者が既に保有していた情報、または既に公知であった情報
  - (2) 開示後、被開示者の責によらず公知となった情報
  - (3) 被開示者が第三者より機密保持義務を負うこと無く適法に入手した情報
  - (4) 被開示者が独自に開発した情報
3. 第1項にかかわらず、当社は、本プログラムの目的の範囲内で、当社の子会社に対しパートナーの秘密情報を開示することができるものとします。
4. 参加パートナーおよび当社は、本プログラムの提供に合理的に必要な範囲内でのみ本条に定める秘密情報を複製することができるものとします。この場合、パートナーおよび当社が当該秘密情報に付した秘密である旨の表示、著作権表示その他の表示を当該複製物に付すものとします。

## 第10条(個人情報)

当社は、本規約に基づきパートナーから取得した個人情報を、当社所定の「NEC 個人情報保護方針」に基づき、取扱うものとします。

## 第11条(譲渡禁止)

パートナーは、本規約に基づくパートナーの地位および当社に対する権利、義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させてはならないものとします。

## 第12条(参加資格の取り消し)

1. パートナーが次の各号の一に該当した場合、当社は、何らの通知を要することなく、パートナーの本プログラムへの参加資格を取り消すことができるものとします。
  - (1) 本プログラムへの参加申請もしくは登録情報の変更にあたり、当社に提示した情報に虚偽の情報が含まれることが判明したとき。
  - (2) パートナーが本規約に違反し、当社からの通知後30日以内に当該違反を是正しないとき。
  - (3) パートナーが第9条に定める秘密保持義務に違反したとき。
  - (4) パートナーが事業の廃止または解散の決議をしたとき。
  - (5) パートナーの取締役、執行役その他の役員、業務執行者もしくは無限責任を負う社員またはパートナー様を実質的に支配する者が、現在もしくは過去5年間において反社会的勢力であり、もしくはあった場合または、現在もしくは過去5年間において反社会的勢力と資本関係、業務関係、取引関係、交友関係その他の関係があり、もしくはあったとき。
  - (6) 前各号のほか、パートナー様によるパートナープログラムへの参加が適切でないと認められる合理的な事由があるとき。
2. 理由の如何を問わず、パートナーは、本プログラムへの参加資格が失効したときは、本プログラムを通じて当社から提供または貸与された情報および物品を破棄し、または当社の指示に従い、これを当社に返却するものとします。

## 第13条(パートナー様の地位)

パートナープログラムへの参加は、パートナーに対して、当社の代理人または販売店契約に基づく地位を与えるものではないものとします。

## 第14条(法令遵守)

1. パートナーは、本規約を履行するにあたり、自己に適用される法令を遵守するとともに、自己もしくは自己の子会社またはそれらの役員、従業員、職員、代理人が第三者に対し、委託業務の遂行に関連して、自己または当社の利益になる決定を不正に誘引または獲得する目的

で、直接、間接を問わず、金銭その他の経済的利益の提供 適正な目的で適法になされる寄付および献金を除く。または提供の申出もしくは約束を行わないことを表明し、保証するものとします。

2. パートナーが前項の規定に違反した場合、当社は、直ちに本プログラムへの参加資格取り消しの措置をとることおよび有効に継続している契約を解約することができるものとし、かつ、これによる損害の賠償をパートナーに請求することができるものとします。

#### 第15条(規約変更)

1. 当社は、当社所定の方法によりパートナーに通知すること(当社所定のWEBサイトに掲載する方法を含みます。以下事項において同じとします。)により本規約を変更することができるものとします。
2. 当社は、当社所定の方法によりパートナーに通知することにより、本プログラムを廃止することができるものとします。この場合、パートナーは、かかる廃止に関し、当社に対し何らの請求も行わないものとします。

#### 第16条(専属管轄)

本規約に関する争議、パートナーおよび当社間に生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定:令和元年10月1日

別紙1:「NEC 共創コミュニティ for Partner」における取り扱い製品・サービスとプログラム参加における付帯条件

本プログラムにおける取り扱い対象製品・サービスは以下のものとします。製品・サービスの内容については、予告なく変更する場合があります。

1. NEC 共創コミュニティ for IoT

・IoT 集配加工マネージドサービス(月額1万円～)の利用契約が必要となります。

(①～⑤)共通の付帯条件となり、①～⑤それぞれで利用契約をいただく必要はありません)

- ① IoT 集配加工マネージドサービス
- ② CONNEXIVE Application Platform
- ③ CONNEXIVE IoT Connectivity Engine
- ④ CONNEXIVE Edge Device Management
- ⑤ CONNEXIVE Platform

・ソリューションパートナー:

- ① 新規開発ソリューションの開発協業を推進頂ける担当窓口の設定
- ② 新規開発ソリューション開発協業を推進頂ける技術要員の確保

2. NEC 共創コミュニティ for 顔認証

(1) NeoFace 顔認証システム導入セット(オプション製品含む)

・新規開発ソリューションの開発、検証用機材の購入が必要となります。

(原則、本プログラムへの参加から3ヶ月以内)

(2) ビデオマネジメントシステム導入セット(オプション製品含む)

・(2)(1)に同じ

(3) NeoFace Monitor(オプション製品含む)

・連携インターフェースの新規開発に必要となるソフトウェア媒体とライセンス、API 連携キッドの購入が必要となります(原則、本プログラムへの参加から3ヶ月以内)。

(4) NeoFace Cloud

・NeoFace Cloud サービスの利用契約が必要となります。

(5) NeoFace Access Control(オプション製品含む)

・検証用機材1台以上および Neo Face Access Control Manager1本の購入の購入が必要となります(原則、本プログラムへの参加から3ヶ月以内)。

その他、生体認証共通として以下が必要となります。

・提供を目指す新規開発ソリューションの概要の当社への説明

・新規開発ソリューションの開発協業を推進頂ける担当窓口の設定

・新規開発ソリューション開発協業を推進頂ける技術要員の確保

### 3. NEC 共創コミュニティ for AI

#### (1) NEC Advanced Analytics – RAPID 機械学習

- ・入会時にRAPID 機械学習 画像解析 永久ライセンス(CPU/GPU、1サーバ) 1本の購入が必要となります。(入会条件を満たすために購入したライセンスの利用は社内検証用途のみとなります)。
- ・マッチング版、時系列数値解析版を要望の場合は別途相談となります。

#### (2) NEC 自動応答

- ・入会時にトライアルサービス(3ヶ月)の購入が必要となります。

### 4. NEC 共創コミュニティ for RPA

#### (1) NEC Software Robot Solution

- ・見込み案件リストを定期共有(3ヶ月に1度程度)
- ・セールスパートナー: 対象製品の販売を推進頂ける担当窓口の設定
- ・テクニカルパートナー: 技術担当窓口の設定(販売担当窓口との兼任も可)

### 5. NEC 共創コミュニティ for CLUSTERPRO

#### (1) CLUSTERPRO

・セールスパートナー:

- ① 対象製品の販売を推進頂ける担当窓口の設定
- ② 見込み案件リストの定期共有(3ヶ月に1度)

・ソリューションパートナー:

- ① CLUSTERPRO との連携評価の実施
- ② パートナー様の新製品、追加製品に対しての継続的な評価
- ③ CLUSTERPRO の新バージョンに対しての継続的な評価
- ④ 当社への評価後のレポート提出
- ⑤ 当社から評価結果を公知可能のこと

・テクニカルパートナー

下記のいずれかの条件を満たすことが必要となります。

- ① 1年以内に CLUSTERPRO を使用したソリューション/サービスを構築した実績があること
- ② ソリューション/サービスとの連携評価を実施していること
- ③ 今後、CLUSTERPRO を扱う予定があること(ただし、加入時に2名以上の技術者に CLUSTERPRO 教育を受講していただきます)

## 6. NEC 共創コミュニティ for NIAS

### (1) NEC Information Assessment System(NIAS)

・セールスパートナー:

- ① 対象製品の販売を推進頂ける担当窓口の設定
- ② 案件リストの共有

・ソリューションパートナー:

- ① NIAS との連携評価の実施
- ② パートナーの新製品、追加製品に対しての継続的な評価
- ③ NIAS の新バージョンに対しての継続的な評価
- ④ 当社への評価後のレポート提出
- ⑤ 当社から評価結果を公知可能なこと

・テクニカルパートナー

下記のいずれかの条件を満たすことが必要となります。

- ① NIAS によるソリューション/サービスを構築した実績があること
- ② 加入時に1名以上の技術認定者を有すること

## 7. NEC 共創コミュニティ for WebSAM

付帯条件は特になし

## 8. NEC 共創コミュニティ for WebOTX

付帯条件は特になし

## 9. NEC 共創コミュニティ for SX-Aurora TSUBASA

### (1) 下記いずれかの条件を満たすことが必要となります。

- ・1年以内に SX-Aurora TSUBASA を使用したソリューション/サービスを構築した実績があること
  - ・ソリューション/サービスとの連携評価を実施していること  
(当社への評価後のレポート提出,当社から評価結果を公知可能なこと)
  - ・SX-Aurora TSUBASA を扱う予定があること  
(ただし、加入時に技術者に SX-Aurora TSUBASA の教育を受講していただきます)
- (2) 活動を推進いただける専任の窓口の設定をお願いします。
- ・ソリューションの開発協業を推進頂ける担当窓口の設定
  - ・ソリューション開発協業を推進頂ける技術要員の確保

各付帯条件が設定される場合においても既に検証用として対象製品を保有している場合には、当該対象製品の利用を可能とします。

## 別紙2:第4条(支援の範囲) パートナー向けサポートメニュー

### NEC 共創コミュニティ for 顔認証 サポートメニュー

項目番号	支援メニュー	内容	ソリューション	テクニカル	セールス
1	技術支援	技術ドキュメントの提供	○	-	-
2		API の提供	○	-	-
3		NEC 側のパートナー支援窓口の設定	○	-	-
4		技術問い合わせ対応	○	-	-
5		SE 向け技術教育(トレーニング)	○	-	-
6	販売・マーケティング支援	共同での広報(プレス)の実施	○	-	-
7		NEC 開催イベントへの出展(展示会、セミナー他各種イベント)	○	-	-
8		パートナーイベント、または共同、共催イベントの支援(出展)	○	-	-
9		イベントの協賛	○	-	-
10		社外 WEB 等におけるパートナー企業・窓口の紹介	○	-	-
11		社外 WEB 等におけるパートナー共創 SL・窓口の紹介	○	-	-
12		共創 SL 事例(または共創 SL の導入事例)の作成	○	-	-
13		NEC 内、および NEC 販売店向け共創 SL 紹介	○	-	-
14	ビジネス支援	パートナーフォーラムの開催	○	-	-
15		NEC におけるフル PKG 化検討(NEC 商流での販売検討)	○	-	-
16		パートナー専用 WEB サイトの開設	○	-	-
17		ニュースレターの配信(パートナーへの各種ご案内)	○	-	-

### NEC 共創コミュニティ for AI サポートメニュー

項目番号	支援メニュー	内容	ソリューション	テクニカル	セールス
1	技術支援	検証用ライセンスの提供	○	○	-
2		トレーニングによるスキル習得	○	○	-
3	販売・マーケティング支援	NEC 主催イベント／セミナーへの参加	○	○	-
4		ニュースレター配信での最新情報提供	○	○	-
5		ドキュメントの提供	○	○	-
6		展示会等でのパートナー様との共創 SL 紹介機会の提供	○	○	-
7	ビジネス支援	ビジネス共創ワークショップによるソリューション化支援	○	-	-
8		お問い合わせ窓口設置	○	○	-
9		パートナー専用 Web サイトの利用	○	○	-

## NEC 共創コミュニティ for RPA サポートメニュー

項目番号	支援メニュー	内容	ソリューション	テクニカル	セールス
1	技術支援	専用窓口を通じた技術サポートの無償提供	-	○	○
2		技術トレーニング(ハンズオン 基礎編)の優先案内	-	○	○
3		技術トレーニング(ハンズオン 実践編)の優先案内	-	○※	○※
4		技術資料の提供	-	○	○
5		技術認定制度の提供(2019年11月以降提供予定)	-	○	○
6	販売・マーケティング支援	検証用ライセンスの無償提供(販促用長期ライセンス)	-	○	○
7		検証用ライセンスの無償提供(お客様向け無償トライアルライセンス)	-	○	○
8		提案活動支援(プリセールス) ※事前に相談が必要です	-	○	○
9		キャンペーン施策の提供	-	○	○
10		セールスツール(カタログ、ドキュメント、動画、サンプルスクリプト)の提供	-	○	○
11		共同での広告・宣伝・広報 ※事前に相談が必要です	-	○	○
12		NEC WEB サイトでの紹介(パートナー様一覧、パートナー様主催イベント告知)	-	○	○
13		案件の紹介	-	○	○
14		事例化の支援	-	○	○
15	ビジネス支援	パートナー様専用お問い合わせ窓口設置	-	○	○
16		パートナー様専用 Web サイトの利用	-	○	○
17		パートナー様向けニュースレター配信による最新情報の提供	-	○	○

※セールスよりテクニカルを優先してご案内する場合があります。

## NEC 共創コミュニティ for IoT サポートメニュー

項目番号	支援メニュー	内容	ソリューション	テクニカル	セールス
1	技術支援	開発用ライセンスの無償提供	○	○	
2		専用窓口を通じた技術サポートの無償提供	○	○	
3		検証・評価環境の提供	○	○	
4		技術トレーニングの優先案内、個別勉強会の実施	○	○	
5	販売・マーケティング支援	パートナー専用窓口の設置	○		○
6		NEC 社内/社外に向けたセミナー支援	○		○
7		展示会などへのイベント対応協力	○		○
8		製品 Web への掲載	○		
9		提案・販売同行支援		○	○

## NEC 共創コミュニティ for CLUSTERPRO サポートメニュー

項目番号	支援メニュー	内容	ソリューション	テクニカル	セールス
1	技術支援	試用版の貸出	○	○	○
2		トレーニング(CLUSTERPRO 技術認定研修の優先案内)	○	○	○
3		個別トレーニング(営業向け CLUSTERPRO 販売教育)	○	○	○
4		個別トレーニング(技術者向け CLUSTERPRO 教育)	○	○	○
5		技術交流会への参加	○	○	○
6	販売・マーケティング支援	提案時や販売促進活動時の支援	○	○	○
7		製品紹介資料の提供	○	○	○
8		製品 Web での紹介	○	○	○
9		認定パートナーロゴ・製品ロゴの使用	○	○	○
10		パートナー様主催イベントへの出展、広告・宣伝、共同広報における協力	○	○	○
11	ビジネス支援	ソリューション化の支援	○	○	○
12		パートナー様向けメルマガ配信による最新情報の提供	○	○	○
13		パートナー様専用 Web ページの利用	○	○	○
14		マーケティングファンドの利用※	○	○	○

※ マーケティングファンドにはご利用条件があります。

## NEC 共創コミュニティ for NIAS サポートメニュー

項目番号	支援メニュー	内容	ソリューション	テクニカル	セールス
1	技術支援	NIAS 技術認定研修への優先案内	○	○	○
2		試用版ライセンスの長期貸出	○	○	○
3		パートナー専用問い合わせ窓口の設置	○	○	○
4		オンラインサポート(マイレージポイント利用)	○	○	○
5		技術交流会への参加	○	○	○
6	販売・マーケティング支援	NIAS マイレージクラブへの加入	○	○	○
7		NEC 主催の NIAS イベント/セミナーへの優先案内	○	○	○
8		パートナーメルマガ配信での最新情報提供	○	○	○
9		パートナー専用 Web サイト提供	○	○	○
10		製品ロゴデータ提供	○	○	○
11		特別型番ライセンス提供(マイレージポイント利用)	○	○	○
12		ノベルティ提供(マイレージポイント利用)	○	○	○

## NEC 共創コミュニティ for WebSAM サポートメニュー

項目番号	支援メニュー	内容	ソリューション	テクニカル	セールス
1	販売支援	(1)Web サイトでの製品情報の提供			○
2		(2)販売同行支援、販売要員向け教育支援、販促ツール、カタログ掲載等の支援			○
3		(3)販売店様主催セミナーへの出展、NEC 主催セミナーへの参加、事例化支援			○
4		(4)専用問合せ窓口設置(partner-info@websam)			○
5		(5)ロゴの提供、Web サイトでパートナー様紹介			○
6	技術支援	(1)評価／検証時の技術支援、技術交流会の実施、評価版ライセンスの長期貸出	○	○	
7		(2)販売店様向け個別ハンズオン	○	○	
8		(4)専用問合せ窓口設置(partner-info@websam)	○	○	

## NEC 共創コミュニティ for WebOTX サポートメニュー

項目番号	支援メニュー	内容	ソリューション	テクニカル	セールス
1	技術支援	開発用ライセンスの無償提供	○	○	
2		専用窓口を通じた技術サポートの無償提供	○	○	
3		検証・評価環境の提供	○	○	
4		技術トレーニングの優先案内、個別勉強会の実施	○	○	
5		組込み用途専用版の利用許諾	○		
6	販売・マーケティング支援	パートナー専用窓口の設置	○		○
7		NEC 社内/社外に向けたセミナー支援	○		○
8		展示会などへのイベント対応協力	○		○
9		製品 Web への掲載	○		
10		提案・販売同行支援		○	○

## NEC 共創コミュニティ for SX-Aurora TSUBASA サポートメニュー

項目番号	支援メニュー	内容	ソリューション	テクニカル	セールス
1	技術支援	技術ドキュメントの提供	○	○	
2		検証・評価環境の提供	○	○	
3		検証用ライセンスの提供	○	○	
4		技術問い合わせ対応	○	○	
5		技術教育(トレーニング)	○	○	
6	販売・マーケティング支援	共同での広報(プレス)の実施	○	○	
7		NEC 開催イベント(展示会、セミナー他)への出展	○	○	
8		パートナーイベントへの協賛、共同/共催イベントの支援	○	○	
9		共創 SL 事例または共創 SL 導入事例の作成	○	○	
10		NEC 内、および NEC 販売店向け共創 SL 紹介	○	○	
11	ビジネス支援	NEC 商流での販売検討	○		
12		パートナー専用 WEB サイトの開設	○	○	
13		ニュースレターの配信(パートナーへの各種ご案内)	○	○	

### 改版履歴

版数	日付	改版理由
第 1 版	2019/9/27	初版制定
第 1.1 版	2020/2/3	体裁修正
第 1.2 版	2020/5/12	NEC 共創コミュニティ for SX-Aurora TSUBASA 追加